

令和6年度予算案 1,493億円 (1,486億円) ※ ()内は前年度当初予算

## 1 事業の目的

- 父又は母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。

## 2 事業の概要

## &lt;支給対象者&gt;

- 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母等

## &lt;支給要件&gt;

- 父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童等を監護していること等

## &lt;手当額（令和6年4月～（見込額））&gt;

- 月額

加算額（児童2人目）

・全部支給：45,580円 ・一部支給：45,570円～10,760円

※令和5年度単価 全部支給：44,140円 一部支給：44,130円～10,410円

・全部支給：10,770円 ・一部支給：10,760円～5,390円

※令和5年度単価 全部支給：10,420円 一部支給：10,410円～5,210円

改

（児童3人目以降1人につき）

・**児童2人目と同額※R6年11月分**から（改正前は・全部支給：6,460円 ・一部支給：6,450円～3,230円）

※令和5年度単価 全部支給：6,250円 一部支給：6,240円～3,130円

## &lt;所得制限限度額（収入ベース前年の所得に基づき算定）&gt; ※R6年11月分

- 全部支給（2人世帯）：**190万円**（←160万円） 一部支給（2人世帯）：**385万円**（←365万円）

## &lt;支給期月&gt; ○ 1月、3月、5月、7月、9月、11月

## 3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市・福祉事務所設置町村

【補助率】国 1/3、都道府県・市・福祉事務所設置町村 2/3

【受給者数】818,978人（令和5年3月福祉行政報告例）

【改正経緯】①多子加算額の倍増（平成28年8月分手当から実施）

②全部支給の所得制限限度額の引き上げ（平成30年8月分手当から実施）

③支払回数を年3回から年6回に見直し（令和元年11月分手当から実施）

④ひとり親の障害年金受給者についての併給調整の方法の見直し（令和3年3月分手当から実施）

⑤所得制限限度額の引き上げ（全部及び一部支給）、第3子以降の多子加算額の増額（令和6年11月分手当から実施）

# ひとり親の経済的支援（児童扶養手当）の拡充等

・ひとり親の就労収入の上昇等を踏まえ、働き控えに対応し自立を下支えする観点から所得限度額を引き上げるとともに、生活の安定のため特に支援を必要とする多子家庭に対し、第3子以降の加算額を拡充する。

## ①所得限度額の引き上げ（対象見込み者数：約44万人 制度改正影響額（令和6年度分）：国費 29億円）

- ・全部支給の所得限度額（全部支給が一部支給になる額） **160万円** → **190万円**（年収ベース・こどもが1人の場合）
- ・一部支給の所得限度額（支給がすべて停止となる額） **365万円** → **385万円**（年収ベース・こどもが1人の場合）

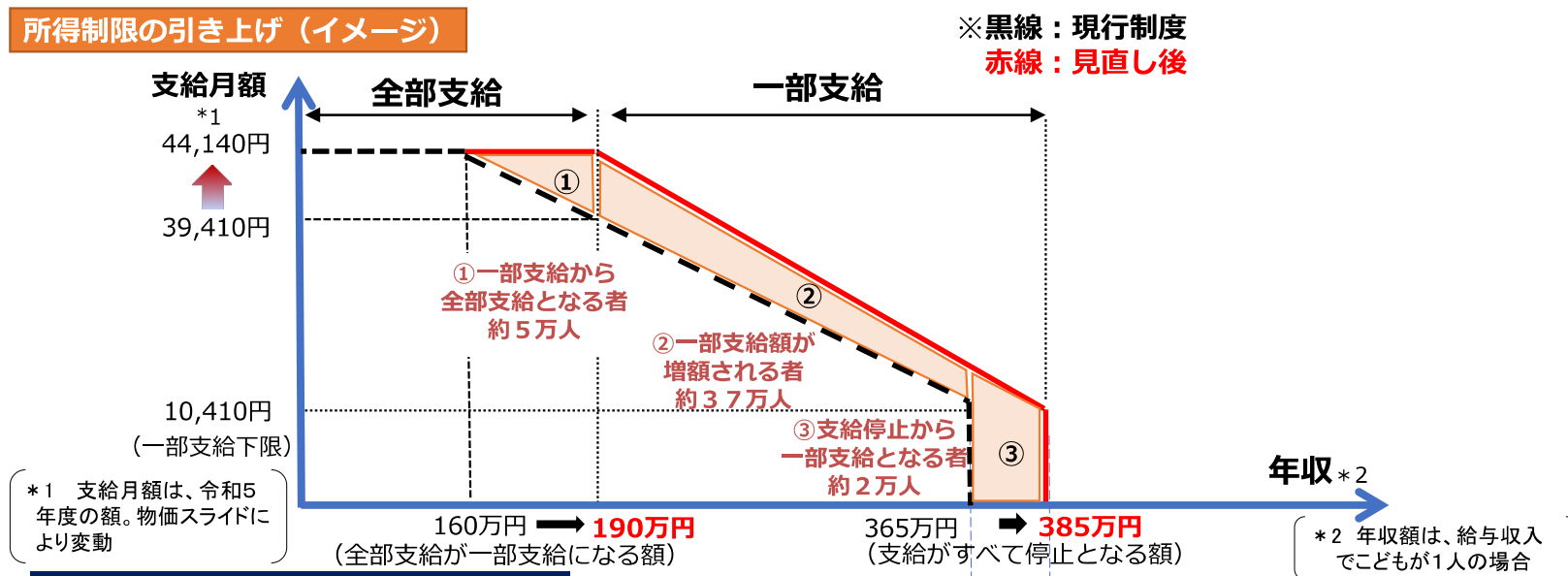
## ②多子加算の拡充（対象見込み者数：約11万人 制度改正影響額（令和6年度分）：国費 5億円）

- ・第3子以降の加算額（**6,250円**）を第2子の加算（**10,420円**）と同額まで引き上げる。 \*加算額は令和5年度の全部支給の場合の額。物価スライドにより変動

※①②とも、令和6年11月分（令和7年1月支給）からの実施を想定

・児童扶養手当の受給に連動した就労支援等について、自立への後押しが途切れないう、所得が上がって児童扶養手当を受給しなくなっても支援策の利用を継続できるようにする。

### 所得制限の引き上げ（イメージ）



### 就労支援事業の対象者要件の拡充

児童扶養手当の受給に連動した就労支援等の要件緩和を行う

高等職業訓練促進給付金等(注)の支援策  
(=児童扶養手当の受給と連動)

上イメージ  
図と連動

所得が上がって児童扶養手当を受給しなくなっても、**1年間をめぐりに利用可能**にするなど自立の下支え

(注) 対象となる就労支援事業 ・ 自立支援プログラム ・ 高等職業訓練促進給付金 ・ 自立支援教育訓練給付金 ・ ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業

# ひとり親支援にかかる事業の対象者要件の見直し

支援局 家庭福祉課

- ひとり親支援にかかる事業の対象者要件(児童扶養手当受給相当の所得要件)を見直し、収入増加により児童扶養手当所得制限水準を超過した場合であっても、自立のタイミングまで支援を継続することで、より一層ひとり親の自立促進を図る。  
(対象者要件見直し事業の令和6年度予算案は、いずれも「母子家庭等対策総合支援事業費補助金」(163億円の内数)に計上)

対象者要件見直し事業	支援内容	見直し内容
母子・父子自立支援プログラム策定事業	ひとり親家庭の母又は父に対し、個別に面接を実施し、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定し、プログラムに沿った支援状況をフォローするとともに、プログラム策定により自立した後も、生活状況や再支援の必要性を確認するためアフターケアを実施し、自立した状況を継続できるよう支援を行う。	児童扶養手当受給相当の所得要件を <b>撤廃</b>
自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の母又は父が教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給することにより、主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図る。	児童扶養手当受給相当の所得要件を <b>撤廃(※)</b>
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給し、ひとり親家庭の母又は父の学び直しを支援する。	<b>(※) 自立を図るための活動を行うこと(自立に向けた計画(母子・父子自立支援プログラム)の策定等)を要件として追加</b>
高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の母又は父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図る。	児童扶養手当受給相当の所得要件を <b>緩和(※)</b>
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の母又は父に対し入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、自立の促進を図る。	<b>(※) 児童扶養手当所得制限水準を超過した場合であっても、1年に限り引き続き対象者とする。</b>
ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業	母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借り上げに必要な資金の貸付を行う。	

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和6年度予算案 163 億円の内数 (162 億円の内数) ※ ( )内は前年度当初予算

## 1 事業の目的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。

## 2 事業の概要

### <対象者>

- 養成機関において修業を開始した日以降において、次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給
  - ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること  
**改** ⇒児童扶養手当受給相当の所得要件を緩和(所得制限水準を超過した場合であっても、1年に限り引き続き対象者とする。)
  - ② 養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること  
**改** ※ 令和5年度末までの拡充措置であった訓練期間の緩和措置(1年以上→6月以上)を恒久化。

### <対象資格・訓練>

- 就職の際に有利となる資格であって、養成機関において6月以上修業するものについて、地域の実情に応じて定める。  
 《対象資格の例》看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師、シスコシステムズ認定資格、LPⅠ認定資格等  
**改** ※ 令和5年度末までの拡充措置であった対象資格の拡大措置(6月以上の訓練を通常必要とする民間資格)を恒久化。

## 3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】国3/4、都道府県等1/4

【支給対象期間】修業する期間(上限4年)

### 【支給額】

月額10万円(住民税課税世帯は月額70,500円)  
 修学の最終年限1年間に限り支給額を4万円加算する。

【令和3年度総支給件数】7,774件(全ての修学年次を合計)

【令和3年度資格取得者数】2,757人(看護師1,133人、准看護師845人、保育士171人、美容師129人など)

【令和3年度就職者数】2,092人(看護師1,002人、准看護師468人、保育士148人、美容師100人など)

### 【実施自治体数】

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
令和3年度	47か所 (100.0%)※	20か所 (100.0%)	62か所 (100.0%)	735か所 (94.2%)	864か所 (95.0%)

(注) ( )内は、都道府県、市等における実施割合。  
 ※ 都道府県47か所には、県内の全市町村で実施している2自治体を含む(島根県、広島県)。

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和6年度予算案 163 億円の内数 (162 億円の内数) ※ ( )内は前年度当初予算

## 1 事業の目的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父が教育訓練講座を受講する場合にその経費の一部を支給することにより、主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。
- 利用者の負担軽減及び利用促進を図るため、**支給割合を一部拡充するとともに、支給方法を見直し、半年ごとの分割支給を可能とする。**

## 2 事業の概要

### <対象者>

- 次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給
  - 改** ① **自立に向けた計画(母子・父子自立支援プログラム)の策定等を受けている者(児童扶養手当受給相当の所得要件を撤廃)**
  - ② 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して当該教育訓練が適職に就くため必要と認められること

### <対象講座>

- 実施主体の自治体の長が指定
  - ① 雇用保険制度の一般又は特定一般教育訓練給付の指定講座 《対象講座の例》簿記検定試験、介護職員初任者研修 等
  - ② 同制度の専門実践教育訓練給付の指定講座(専門資格の取得を目的とする講座に限る)
  - ※ ①・②に準じるものとして、都道府県等の長が地域の実情に応じて指定した講座を含む。

### <支給内容>

- 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができない者
    - ① 上記対象講座の①を受講する者：受講料の6割相当額、上限20万円
    - ② 上記対象講座の②を受講する者：受講料の6割相当額、修学年数×上限40万円
  - 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができる者
    - 1に定める額から教育訓練給付金の額を差し引いた額
    - ※ 1、2のいずれの場合も、12,000円を超えない場合は支給しない。
- 改** ⇒ 修了後1年以内に資格取得等し、就職等した場合、受講費用の25%(上限年間20万円)を追加支給(最大85%の支給)

## 3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市区・福祉事務所設置町村

【実施自治体数】

(注) ( )内は、都道府県、市等における実施割合。

【補助率】国 3 / 4、都道府県等 1 / 4

【事業実績】

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
令和3年度	47か所 (100.0%)※	20か所 (100.0%)	61か所 (98.4%)	721か所 (92.4%)	849か所 (93.4%)

令和3年度支給件数 2,248件 就業実績 1,657件

※ 都道府県47か所には、県内の全市町村で実施している2自治体を含む(島根県、広島県)。